

奈良文化女子短期大学科目等履修規程

第1条 奈良文化女子短期大学学則（以下「学則」いう。）第35条第3項に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条 履修生に関しては、学則によるほか、この規定を定めるところによる。

第3条 履修生として志願することができる者は、高等学校を卒業した者、又はこれに準じる者とする。

第4条 履修生を志願する者は、本学の指定する期日までに、次の書類に検定料を添え、学長に願出なければならない。

- (1) 科目等履修生願書（出願3ヶ月以内に撮影の3cm×3cmの写真3枚添付）
- (2) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 履歴書

2 有職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、勤務先の許可証を提出しなければならない。

第5条 履修できる科目は前期・後期それぞれ5科目以内とし、実験、実習及び実技を伴う科目は、原則として許可しない。

第6条 履修生を志願する者は、筆記試験及び面接を受けなければならない。ただし、筆記試験は免除することがある。

第7条 試験に合格した者は、教授会の議を経て学長が履修を許可する。

第8条 履修を許可された者は、所定の期日までに、履修登録料及び科目履修料を納入しなければならない。

第9条 履修の期間は、許可された期間とし、引き続き履修を希望する者は、改めて許可を受けなければならない。

第10条 履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができ、合格した科目については、単位を授与し、成績証明書を交付することができる。

第11条 履修生は、図書館その他大学の施設を、学生に準じ、利用することができる。

第12条 検定料、履修登録料及び科目履修料は別表による。

附 則

この規程は、平成7年2月1日から施行する。

別 表

検定料	5,000円
履修登録料	10,000円
科目履修料（1単位）	15,000円